

四半期報告書

(第55期第2四半期)

株式会社 きもと

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【役員の状況】	13
第4 【経理の状況】	14
1 【四半期連結財務諸表】	15
2 【その他】	23
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	24

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月12日

【四半期会計期間】 第55期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

【会社名】 株式会社きもと

【英訳名】 KIMOTO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木本 和伸

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市中央区鈴谷四丁目6番35号

【電話番号】 03(6758)0300(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 安田 茂

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木二丁目1番5号

【電話番号】 03(6758)0300(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 安田 茂

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第54期 第2四半期 連結累計期間	第55期 第2四半期 連結累計期間	第54期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	11,537	8,647	21,721
経常利益 (百万円)	1,819	44	2,673
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,078	0	1,786
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,299	189	2,089
純資産額 (百万円)	21,192	21,568	21,432
総資産額 (百万円)	29,386	27,810	28,799
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	20.67	0.01	34.35
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	72.1	77.6	74.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	873	969	1,171
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△686	△1,229	△61
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△421	△412	△987
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	11,759	11,595	12,189

回次	第54期 第2四半期 連結会計期間	第55期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	10.26	0.75

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 平成26年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割につきましては、第54期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当社グループは、タッチパネル用ハードコートフィルムを中心としたフラットパネルディスプレイ向け製品を戦略製品と位置付け、その開発と販売に注力してまいりました。営業面においては、エレクトロニクス製品の世界的な製造拠点である東アジア地域をターゲットとして、積極的に営業を進めてまいりました。また、中国の蘇州及び米国のサンフランシスコに拠点（グローバルオフィス）を開設し、新市場・新製品開発を推進しております。グループを挙げた経費削減を継続し、経営効率のさらなる改善に努めてまいります。

スマートフォン、タブレットPC向けタッチパネル用ハードコートフィルムの販売及び工程用粘着フィルムの販売が急激に減少したことにより減収減益となりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は8,647百万円（前年同四半期比25.0%減）、営業損失は96百万円（前年同四半期の営業利益は1,736百万円）、経常利益は44百万円（前年同四半期比97.5%減）、四半期純利益は0百万円（同99.9%減）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

① 日本

スマートフォン、タブレットPC向けタッチパネル用ハードコートフィルムの販売及び工程用粘着フィルムの販売が急激に減少したことにより減収減益となりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は7,356百万円（前年同四半期比28.8%減）、営業損失は129百万円（前年同四半期の営業利益は1,724百万円）となりました。

② 北米

タッチデバイス保護用ハードコートフィルムの販売は堅調に推移しましたが、その他北米工場での製造品の販売が減少したことにより、増収減益となりました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は889百万円（前年同四半期比5.3%増）、営業利益は28百万円（同31.6%減）となりました。

③ 東アジア

F PD-5製品（Flat Panel Display 5品目）の中では、プリント基板用フォトマスク保護フィルムの販売が減少したことから減収となりましたが、工程用粘着フィルムの販売が製造業向け副資材として堅調に推移したことにより増益となりました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は280百万円（前年同四半期比1.0%減）、営業利益は31百万円（同14.9%増）となりました。

④ 欧州

F P D-5 製品の販売がハードコートフィルムを中心に堅調に推移したことにより増収となりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は120百万円（前年同四半期比57.4%増）、営業損失は3百万円（前年同四半期の営業損失は51百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における資産、負債、純資産の状況は以下のとおりであります。

なお、比較増減額はすべて前連結会計年度末を基準にしております。

① 資産

総資産は前連結会計年度末に比べ988百万円減少し、27,810百万円となりました。主な変動要因は、長期預金の増加300百万円、現金及び預金の減少559百万円、受取手形及び売掛金の減少690百万円であります。

② 負債

負債は前連結会計年度末に比べ1,124百万円減少し、6,241百万円となりました。主な変動要因は、支払手形及び買掛金の増加244百万円、未払法人税等の減少144百万円、賞与引当金の減少100百万円、退職給付に係る負債の減少278百万円及び設備未払金の減少449百万円、設備支払手形の減少209百万円を主な要因とする流動負債その他の減少665百万円であります。

③ 純資産

純資産は前連結会計年度末に比べ135百万円増加し、21,568百万円となりました。主な変動要因は、その他有価証券評価差額金の増加67百万円、為替換算調整勘定の増加95百万円であります。これらの結果、自己資本比率は前連結会計年度末に比べ3.2ポイント上昇し、77.6%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前年同四半期連結累計期間に対して1.4%減少し、11,595百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは969百万円の資金の増加(前年同四半期連結累計期間は873百万円の資金の増加)となりました。主な増加要因として、減価償却費459百万円、売上債権の減少713百万円、仕入債務の増加220百万円があり、主な減少要因として、賞与引当金の減少100百万円、たな卸資産の増加170百万円、法人税等の支払額164百万円がありました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは1,229百万円の資金の減少(前年同四半期連結累計期間は686百万円の資金の減少)となりました。主な減少要因として、定期預金の預入による支出408百万円、有形固定資産の取得による支出909百万円がありました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは412百万円の資金の減少(前年同四半期連結累計期間は421百万円の資金の減少)となりました。主な減少要因として、長期借入金の返済による支出154百万円、配当金の支払額257百万円がありました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は、次のとおりであります。

(会社の支配に関する基本方針)

当社は、平成25年5月10日開催の取締役会において、以下のとおり当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値又は株主共同の利益が毀損されることを防止するための取組みの一つとして導入している、「当社が発行する株券等の大量買付行為に関する具体的な対応策」(以下「本対応方針」といいます。)を更新することを決議いたしました。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値又は株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。上場会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付提案又はこれに類似する行為があった場合、当社株券等を売却するかどうかは株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

なお、当社は、当社株券等について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値又は株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。そして、かかる株券等の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値又は株主共同の利益を毀損すると思われるものも少なくありません。

当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに顧客、取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保・向上させることはできません。当社の企業価値の源泉は、①独創的な技術開発力、②先進的な製造技術と一貫した品質保証体制、③「プロ集団」たる従業員の存在、④顧客・取引先との切磋琢磨する関係にあるため、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保・向上させるには、特にかかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠であります。当社株券等の大量買付を行う者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値又は株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損する大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する取組み

a. 当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

(i) 当社の企業理念について

当社は、技術開発型の企業としてグローバルに発展することにより、顧客・株主及び従業員の満足を得ることに努め、地域の発展と繁栄に寄与し、地球環境をまもり、未来に向けて社会とともに前進します。

(ii) 当社の企業価値の源泉について

当社は昭和27年の設立以来、技術開発型の企業としてグローバルに発展することにより、顧客・株主及び従業員の満足を得ることを基本理念として、かかる方針の下、研究開発及び技術の革新を推進し、企業価値を向上させてまいりました。

かかる当社の企業価値の源泉は、①市場の急速な変化を先取りできる独創的な技術開発力、②多様な顧客に満足いただける製品を生み出す先進的な製造技術と高度で一貫した品質保証体制、③高品位な製品を適時に創り上げるための高い技術力を有する「プロ集団」たる従業員の存在、④常に最高の製品、商品及びサービスをともに創り上げていく顧客・取引先との切磋琢磨する関係にあります。

具体的には、第一に、当社の内外にわたる顧客それぞれにとって最高の製品、商品及びサービスを適時に提供するためには、時代の急速な変化を予測し、顧客のニーズを先取りする先見性が必要となります。

当社は創業以来、常に顧客との対話を重視し、顧客に満足いただける製品を生み出すための研究開発を推進してまいりました。この独創的な技術開発力こそが顧客に満足いただける製品、サービスの提供を可能にする原点であり、当社の企業価値を向上させております。

第二に、独創的な技術開発力により開発された製品を高い品質で安定的に供給できることは、顧客の信頼の獲得と取引の継続にとってきわめて重要です。このために当社では、ISO 9001 : 2008を取得し、独自に構築した先進的な製造技術と、高度で一貫した品質保証体制を確立しております。開発のみならず、製品の高品質・安定製造をも重視することにより、当社の企業価値を向上させております。

第三に、当社には、従業員が部署や職位に関わりなく自由に意見を述べ合うことでその技能等を伝承する企業風土が創業時から連綿と形成されており、従業員の技能向上の基礎となっております。研究開発、製造、営業等それぞれの職掌において顧客に満足いただける製品、サービスを適時に提供するためには、かかる従業員と企業風土を将来にわたり確保・維持することが不可欠です。当社は、時代の最先端をいく独創的かつ高度な技術を開発・維持するためには、このような高い技術力を有する従業員の存在が不可欠であるとの認識から、従業員一人ひとりが継続して成長し、独創的かつ高度な技能を身につけることができる体制づくりを構築しております。

第四に、時代の最先端をいく独創的かつ高度な技術を開発・維持するためには、従業員及び企業風土のみならず、優れた製品の提供を求める顧客及び協力関係にある取引先の存在が不可欠です。顧客から時には不可能と思われる高度な要請を受け、又は将来の市場動向を予測することにより、顧客のニーズにいち早く応えることができる当社の独創的な技術開発力が継続的に磨かれてまいりました。このような顧客・取引先との切磋琢磨する関係は、当社が世界に通ずる技術開発型の企業として、その時代に成し得る最高の専門技術と、最高の製品・商品並びにサービスを内外の顧客に提供するための大きな原動力となっております。この意味で、当社の既存の顧客・取引先との切磋琢磨する関係を将来にわたり確保することは、当社が企業価値を向上させていく上で極めて重要です。

(iii) 当社の今後の企業価値又は株主共同の利益の確保、向上に向けた取組みについて

イ. 中長期的な経営戦略について

当社グループの主な事業は、ポリエステルフィルムを中心とする各種フィルムの表面に特殊加工をすることにより、多様な機能を付加した各種工業材料を製造販売することです。

当社グループの製品は、主として電子・工業材料業界に継続的に供給されており、当該業界は今後も市場拡大が期待されております。

当社グループでは、この成長市場においてより収益性の高いビジネスを創出するとともに、環境、エネルギー、デジタル画像などの新しい市場、業界に向けた新事業、新製品の開発にグループを挙げて取り組み、企業価値の向上を目指します。また、経営戦略に連動する技術ロードマップを確実に実現することで、継続的に技術基盤の拡充を図ります。

上記のビジョンを実現することが企業価値の持続的向上と株主共同の利益確保に資するものであると考えます。

当社の発展による企業価値の向上は「プロ集団」である従業員の意欲・能力・知識なくしてはありえない、との認識に基づき、従業員の人的資質のさらなる向上を積極的に行うことにより、中期経営計画の完遂と、企業価値の増大に努めてまいります。

当社グループの製品は、主として電子・工業材料分野に継続的に供給されており、引き続き東アジアを中心に市場拡大が期待されることから、当社グループでは新たに加えたソウル及び深センの営業拠点を軸に、積極的な販売活動を展開します。さらに、この成長市場においてより収益性の高いビジネスを創出するとともに、環境、エネルギー、空間情報などの新しい市場に向け新事業、新製品の開発にも注力し、一層の企業価値向上を目指します。それらを基に国内外の著しい経営環境の変化を見据え、平成27年3月期を初年度とする第四次中期経営計画の策定を進めます。

ロ. CSR活動について

当社は、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を築き上げていくことが、企業価値の持続的向上のために必要不可欠と考え、コーポレート・ガバナンスの充実、企業倫理の向上、リスク管理の強化及び社会との関わりの深化を重要課題と位置付けております。

上記課題の実現のために、コンプライアンスの強化、経営の監督・監視機能の強化、経営責任の明確化、意思決定及び業務遂行の実効性・迅速性の確保、情報開示の強化を進めるとともに、株主の皆様、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質の確保と地域との対話等に取り組んでまいります。

ル. コーポレート・ガバナンスの整備

当社は、取締役会、監査役会を基本に継続的なコーポレート・ガバナンスの充実が経営の最優先課題であると考え、諸制度の整備と透明性の高い情報開示の実施を適時行うとともに、高い自律性、効率性並びに競争力のある経営体制の確立を目指しております。

当社においては、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するため、取締役の任期を1年としております。

また、当社は経営会議、常務会等を設置せず、重要な業務執行及び法定事項の決定並びに業務執行の監督は、すべて取締役会で行っております。常勤監査役及び社外監査役は、定例及び臨時に開催される取締役会に出席し必要な意見を述べるとともに、取締役の業務執行状況の監査を実施しております。また、監査役のサポート体制の充実を図るため、平成19年7月より監査役スタッフ1名を選定いたしました。

当社は、以上のようなコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づく諸施策を実行し、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目指してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることにより、当社の企業価値又は株主共同の利益が毀損されることを防止するための取組みの一つとして、当社が発行する株券等の大量買付行為に関する具体的な対応策(以下「本対応方針」といいます。)導入をご承認いただきました。

なお、本対応方針の有効期限は、第53回定時株主総会後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。

本対応方針の導入の目的及び概要は以下のとおりです。

ア. 本対応方針導入の目的

当社取締役会は、上場会社として当社株券等の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値又は株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大量買付者の提示した条件が対象会社の適正な本源的価値を十分に反映しないもの等、対象会社の企業価値又は株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

そもそも、当社が構築してきた企業価値又は株主共同の利益を確保・向上させるためには、当社の企業価値の源泉である、①市場の急速な変化を先取りできる独創的な技術開発力、②多様な顧客に満足いただける製品を生み出す先進的な製造技術と高度な品質保証体制、③高品位な製品を適時に創り上げるための高い技術力を有する「プロ集団」たる従業員の存在、④常に最高の製品、商品及びサービスをともに創り上げていく顧客・取引先との切磋琢磨する関係が必要不可欠です。当社株券等の大量買付行為を行う者により、これら当社の企業価値の源泉が中長期的に確保され、向上させられなければ、当社の企業価値又は株主共同の利益が毀損されることになります。

また、外部者である買付者からの大量買付の提案を受けた際に、当社株主の皆様が上記の諸点のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他の当社の企業価値を構成する要素等を適切に把握した上で、当該大量買付が当社の企業価値又は株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに判断する必要があります。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、前記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等に対する大量買付行為が行われた際に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確保する必要があると考えております。そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付行為について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料を提供すること、また当社株主の皆様がかかる大量買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な時間を確保すること等を可能にする、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するための枠組みを構築することが必要不可欠であると判断いたしました。

b. 本対応方針の概要

(i) 本対応方針に係る手続き

本対応方針は、当社の株券等の大量買付行為を行おうとする者(以下「大量買付者」といいます。)が現れた場合に、当該大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大量買付者との交渉等を行うための手続を定めるものです。

なお、大量買付者は、本対応方針に係る手続の開始後、独立委員会検討期間終了時点、又は独立委員会の勧告又は取締役会の判断に基づき株主意思確認総会が招集された場合の当該株主意思確認総会の決議時点のいずれか遅いときまでの間、大量買付行為を実行してはならないものとしております。

(ii) 新株予約権の無償割当ての実施

大量買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大量買付行為を行う場合、又は大量買付者による大量買付行為が当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合等には、当社は、原則として、非適格者による権利行使は認められないとの行使条件及び非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以下に規定されます。)により割り当てます。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

(iii) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会、株主総会の利用

本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、その判断の合理性及び公正性を担保するため、以下の諸手当てを施しております。

まず、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)の客観的な判断を経ることとしています。

なお、本対応方針の現在の独立委員会は、独立性の高い社外監査役及び社外の有識者により構成されています。

また、一定の場合には、株主意思確認総会を招集の上、同株主意思確認総会に対抗措置の発動に関する議案を付議することにより株主の皆様の意思を確認することとしています。

さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様に適切かつ適時に開示することにより、その透明性を確保することとしています。

(iv) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本新株予約権の行使又は当社による取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、非適格者の有する当社株式の議決権割合は、最大約33.3%まで希釈化される可能性があります。

- ④ 上記②及び③の各取組みについての取締役会の判断、並びにその判断に係る理由
- a. 本対応方針が基本方針に沿うものであること
- 本対応方針は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。
- b. 本対応方針が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと
- (i) 株主意思を重視するものであること
- 本対応方針は、株主の皆様の意思を反映させるため、平成25年6月25日開催の第53回定時株主総会において議案としてお諮りし、承認可決されたものです。また、以下の場合に本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。
- イ. 当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合
- ロ. 当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合
- なお、当社取締役会は、独立委員会による勧告に基づき又は独自の判断で、定款変更後の当社定款第15条第3項に基づき、本新株予約権の無償割当てに関する議案を株主意思確認総会に付議することがあり、かかる場合には株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。
- (ii) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること
- 本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足し、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める尊重義務に反しないものです。
- (iii) 当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- 本対応方針は、当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、導入されるものです。
- (iv) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定
- 本対応方針は、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。
- (v) 独立委員会の設置、外部専門家の意見取得
- 本対応方針は、取締役会の判断の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。
- かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が判断を行うことにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。
- なお、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるために、独立委員会による判断の公正性・客觀性が強く担保される仕組みとなっております。
- (vi) 当社取締役の任期は1年であること
- 当社取締役の任期は1年であり、毎年の取締役の選任を通じて本対応方針につき株主の皆様の意思を反映することが可能となります。
- (vii) デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと
- 本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。また、当社は期差任期制を採用しておりません。したがいまして、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)又はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員を一度に交代させることができないため、発動の阻止に一定の時間を要する買収防衛策)ではありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は598百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,000,000
計	90,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	54,772,564	54,772,564	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	54,772,564	54,772,564	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日	—	54,772,564	—	3,274	—	3,163

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
きもと共栄会	東京都渋谷区代々木2丁目1-5	5,302	9.68
株式会社精和	埼玉県さいたま市中央区本町東2丁目7-13	3,602	6.58
きもと従業員持株会	埼玉県さいたま市中央区鈴谷4丁目6-35	2,779	5.07
木本 和伸	東京都練馬区	2,384	4.35
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK	2,284	4.17
東レ株式会社	東京都中央区日本橋室町2丁目1-1	2,104	3.84
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	1,640	2.99
東京中小企業投資育成株式会社	東京都渋谷区渋谷3丁目29-22	1,484	2.71
泉株式会社	大阪市北区中之島3丁目3-3号	916	1.67
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16-13)	729	1.33
計	—	23,226	42.41

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式3,022千株(5.52%)があります。

2. 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義での保有株式数を記載しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,022,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 51,746,000	517,460	—
単元未満株式	普通株式 4,464	—	—
発行済株式総数	54,772,564	—	—
総株主の議決権	—	517,460	—

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が11,200株含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数112個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社きもと	埼玉県さいたま市中央区 鈴谷4丁目6-35	3,022,100	—	3,022,100	5.52
計	—	3,022,100	—	3,022,100	5.52

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当第2四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている太陽A S G 有限責任監査法人は、平成26年10月1日に名称を変更し、太陽有限責任監査法人となりました。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,711	12,152
受取手形及び売掛金	5,198	4,508
商品及び製品	662	749
仕掛品	752	647
原材料及び貯蔵品	529	741
繰延税金資産	244	256
その他	145	124
貸倒引当金	△61	△55
流動資産合計	20,184	19,124
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,131	3,013
機械装置及び運搬具（純額）	1,797	2,072
土地	794	794
建設仮勘定	321	19
その他（純額）	299	262
有形固定資産合計	6,345	6,161
無形固定資産		
ソフトウェア	71	77
ソフトウェア仮勘定	18	25
その他	46	48
無形固定資産合計	137	151
投資その他の資産		
投資有価証券	1,324	1,420
繰延税金資産	640	483
長期預金	-	300
その他	331	346
貸倒引当金	△163	△178
投資その他の資産合計	2,132	2,372
固定資産合計	8,614	8,685
資産合計	28,799	27,810

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,695	2,939
1年内返済予定の長期借入金	269	171
未払法人税等	179	34
賞与引当金	400	300
役員賞与引当金	18	-
その他	1,429	764
流動負債合計	4,992	4,209
固定負債		
長期借入金	112	56
退職給付に係る負債	2,154	1,876
長期預り金	71	71
その他	35	27
固定負債合計	2,374	2,032
負債合計	7,366	6,241
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,274	3,274
資本剰余金	3,427	3,427
利益剰余金	15,448	15,394
自己株式	△793	△793
株主資本合計	21,356	21,303
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	319	386
為替換算調整勘定	△62	32
退職給付に係る調整累計額	△180	△154
その他の包括利益累計額合計	75	265
純資産合計	21,432	21,568
負債純資産合計	28,799	27,810

(2) 【四半期連結損益及び包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
売上高	11,537	8,647
売上原価	7,310	6,495
売上総利益	4,227	2,152
販売費及び一般管理費	※ 2,490	※ 2,248
営業利益又は営業損失(△)	1,736	△96
営業外収益		
受取利息	9	9
物品売却益	10	2
為替差益	49	113
その他	24	23
営業外収益合計	93	148
営業外費用		
支払利息	6	3
支払補償費	－	3
その他	2	1
営業外費用合計	9	7
経常利益	1,819	44
特別利益		
固定資産売却益	4	0
特別利益合計	4	0
特別損失		
固定資産売却損	10	－
固定資産廃棄損	5	3
投資有価証券評価損	3	－
和解金	－	18
特別損失合計	18	22
税金等調整前四半期純利益	1,805	22
法人税等	727	21
少数株主損益調整前四半期純利益	1,078	0
四半期純利益	1,078	0
少数株主損益調整前四半期純利益	1,078	0
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	82	67
為替換算調整勘定	138	95
退職給付に係る調整額	－	26
その他の包括利益合計	221	189
四半期包括利益	1,299	189
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,299	189
少数株主に係る四半期包括利益	－	－

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,805	22
減価償却費	416	459
貸倒引当金の増減額（△は減少）	0	7
退職給付引当金の増減額（△は減少）	84	-
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	-	80
賞与引当金の増減額（△は減少）	50	△100
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△10	△18
受取利息及び受取配当金	△16	△20
支払利息	6	3
為替差損益（△は益）	△45	△65
固定資産除売却損益（△は益）	11	3
投資有価証券評価損益（△は益）	3	-
売上債権の増減額（△は増加）	323	713
たな卸資産の増減額（△は増加）	△96	△170
仕入債務の増減額（△は減少）	△880	220
その他	△69	△15
小計	1,581	1,119
利息及び配当金の受取額	17	18
利息の支払額	△7	△3
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△718	△164
営業活動によるキャッシュ・フロー	873	969
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△104	△408
定期預金の払戻による収入	113	109
有形固定資産の取得による支出	△767	△909
有形固定資産の売却による収入	11	0
投資有価証券の取得による支出	△204	-
投資有価証券の償還による収入	200	-
貸付けによる支出	-	△3
貸付金の回収による収入	1	1
その他	64	△19
投資活動によるキャッシュ・フロー	△686	△1,229
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△213	△154
配当金の支払額	△208	△257
財務活動によるキャッシュ・フロー	△421	△412
現金及び現金同等物に係る換算差額	98	78
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△137	△594
現金及び現金同等物の期首残高	11,896	12,189
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 11,759	※ 11,595

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が318百万円減少し、利益剰余金が204百万円増加しております。また、当第2四半期連結累計期間の営業損失、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務の内容は、次のとおりであります。

(訴訟)

当社及び連結子会社の木本新技術(上海)有限公司(中国)は、販売した当社製品の品質に関し重大な問題があつたとして、汕头万順包装材料グフェン有限公司光電薄膜分公司（以下、「万順」という。）より、平成25年12月10日付で、損害賠償の提訴を受け、現在係争中であります。

当社は、万順への納品物に関して、製品性能及び外観に関しても納入仕様書の規格に達していると認識しており、裁判において当社の正当性を主張して争っていく方針であります。

①訴訟を提起した者

汕头万順包装材料グフェン有限公司光電薄膜分公司

②損害賠償請求額

23百万元

(四半期連結損益及び包括利益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
給料及び手当	653百万円	614百万円
賞与引当金繰入額	162百万円	105百万円
退職給付費用	58百万円	61百万円
研究開発費	582百万円	598百万円
貸倒引当金繰入額	2百万円	7百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
現金及び預金	11,944百万円	12,152百万円
預入期間が3か月超の定期預金	△184百万円	△141百万円
制限付預金	—	△414百万円
現金及び現金同等物	11,759百万円	11,595百万円

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	208	8	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年10月31日 取締役会	普通株式	182	7	平成25年9月30日	平成25年12月6日	利益剰余金

II 当第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	258	10	平成26年3月31日	平成26年6月25日	利益剰余金

(注) 当社は平成26年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割を考慮した場合、1株当たり配当額は5円となります。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年10月31日 取締役会	普通株式	103	2	平成26年9月30日	平成26年12月5日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益及び包 括利益計算 書計上額 (注) 2
	日本	北米	東アジア	欧州	計		
売上高							
外部顧客への売上高	10,332	845	283	76	11,537	—	11,537
セグメント間の内部売上高 又は振替高	357	53	53	—	464	△464	—
計	10,689	899	336	76	12,002	△464	11,537
セグメント利益又は損失(△)	1,724	41	27	△51	1,741	△5	1,736

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額は、主にセグメント間取引消去3百万円、棚卸資産の調整額△9百万円
であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益及び包 括利益計算 書計上額 (注) 2
	日本	北米	東アジア	欧州	計		
売上高							
外部顧客への売上高	7,356	889	280	120	8,647	—	8,647
セグメント間の内部売上高 又は振替高	483	57	45	—	586	△586	—
計	7,840	947	325	120	9,233	△586	8,647
セグメント利益又は損失(△)	△129	28	31	△3	△72	△23	△96

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額は、主にセグメント間取引消去6百万円、棚卸資産の調整額△24百万円
であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益及び包括利益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	20円67銭	0円01銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,078	0
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,078	0
普通株式の期中平均株式数(株)	52,150,552	51,750,446

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 当社は平成26年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第55期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)中間配当につきましては、平成26年10月31日開催の取締役会において、平成26年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

① 配当金の総額	103,500,892円
② 1株当たりの金額	2円00銭
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成26年12月5日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月10日

株式会社きもと
取締役会御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 桐川聰印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大兼宏章印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社きもとの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社きもと及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月12日

【会社名】 株式会社きもと

【英訳名】 KIMOTO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木本 和伸

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市中央区鈴谷四丁目6番35号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 木本 和伸は、当社の第55期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。